

さいたま市西区選挙管理委員会告示第10号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における投票所の場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

さいたま市西区選挙管理委員会

委員長 見村吉一

投票区名	投票所
第1投票区	穂積コミュニティ会館内
第2投票区	指扇北小学校内
第3投票区	西区役所内
第4投票区	内野本郷自治会館内
第5投票区	宮前町二丁目自治会館内
第6投票区	ひまわり特別支援学校内
第7投票区	三橋西保育園内
第8投票区	大宮西小学校内
第9投票区	春光園うえみず内
第10投票区	栄小学校内
第11投票区	五味貝戸自治会館内
第12投票区	指扇小学校内
第13投票区	赤羽根自治会館内
第14投票区	土屋中学校内
第15投票区	大宮武蔵野高等学校内
第16投票区	馬宮西小学校内
第17投票区	馬宮中学校内
第18投票区	植水公民館内
第19投票区	植水小学校内

【告示期間】

令和 8 年 1 月 27 日から

令和 8 年 2 月 8 日まで